

宝塚シニアコミュニティ 訪問介護等「利用料金表」(令和6年6月改定)

1. 訪問介護等 利用料金表 1日あたり

サービス内容	時間	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
			1割	2割	3割		
身体介護	身体介護0・II	20分未満	2,475円	248円	495円	743円	利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助
	身体介護1・II	20分以上 30分未満	3,701円	371円	741円	1,111円	
	身体介護2・II	30分以上 1時間未満	5,856円	586円	1,172円	1,757円	
	身体介護3・II	1時間以上 1時間30分未満	8,585円	859円	1,717円	2,576円	
	1時間半を超える場合(30分増す毎に)		1,248円	125円	250円	375円	
生活援助	生活援助2・II	20分以上 45分未満	2,707円	271円	542円	813円	身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助
	生活援助3・II	45分以上	3,326円	333円	666円	998円	
加算	乗降介助加算	1回あたり	1,337円	134円	268円	402円	通院等のため、訪問介護員等が、乗車または降車等介助を行った場合の加算
	緊急時訪問介護加算	1回あたり	1,381円	139円	277円	415円	居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合の加算
	初回加算	1月あたり	2,751円	276円	551円	826円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回等に指定訪問介護を行った場合等の加算
	訪問介護生活機能向上連携加算I	1月あたり	1,381円	139円	277円	415円	理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合の加算
	訪問介護生活機能向上連携加算II	1月あたり	2,751円	276円	551円	826円	上記の要件に加え、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士
	認知症専門ケア加算(I)	1日あたり	44円	5円	9円	14円	専門的な認知症ケアを行った場合の加算
	認知症専門ケア加算(II)	1日あたり	55円	6円	11円	17円	
加算	特定事業所加算(I)	いずれか一つのみを算定	一定の基準に基づいて質の高いサービスを提供できる体制を整えている場合の加算。所定単位数の200/1000の加算				
	特定事業所加算(II)(III)		所定単位数の100/1000の加算				
	特定事業所加算(IV)(V)		所定単位数の50/1000の加算				
	処遇改善加算(I)	いずれか一つのみを算定	介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じた場合、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合の加算。所定単位数の245/1000 加算				
	処遇改善加算(II)		所定単位数の224/1000 加算				
	処遇改善加算(III)		所定単位数の182/1000 加算				
	処遇改善加算(IV)		所定単位数の145/1000 加算				
	処遇改善加算(V)1~14		所定単位数の76/1000 ~221/1000加算				

- ・ 上記料金は特定事業所加算(II)・処遇改善加算(I)が算定されています。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 高齢者虐待防止措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算します。
- ・ 業務継続計画を講じていない場合は、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算します。
- ・ 夜間(午後6時~午後10時)または早朝(午前6時~午前8時)に訪問した場合は25%、深夜(午後10時~午前6時)に訪問した場合は50%が加算されます。
- ・ 自己負担金額に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なる場合があります。
- ・ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。平常の時間帯(午前9時から午後5時)
- ・ 2人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者様の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

体重の重い方に対する入浴介助等の重介護等の重介護サービスを行う場合
 暴力行為などが見られる方のサービスを行う場合
 その他利用者の状況等から、適当と認められる場合
- ・ ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただきます。介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。
- ・ ご契約者様に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なる場合があります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。1枚につき20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者様の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④その他のサービス

通院介助の場合、要した交通費の実費をいただきます。

⑤交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

第1号訪問事業（総合事業訪問介護）「利用料金表」（令和6年6月改定）

1. 第1号訪問事業（総合事業訪問介護） 利用料金表

サービス内容		市町村	介護報酬額	ご利用者様負担額			備考	
				1割	2割	3割		
基本報酬	訪問型サービスⅠ	/月	宝塚市	16,177円	1,618円	3,236円	4,854円	週1回程度の利用の場合に算定 *月単位の定額報酬
			三田市	15,664円	1,567円	3,133円	4,700円	
			猪名川町	15,254円	1,526円	3,051円	4,577円	
			西宮市	16,177円	1,618円	3,236円	4,854円	
	訪問型サービスⅡ	/月	宝塚市	32,321円	3,233円	6,465円	9,697円	週2回程度の利用の場合に算定 *月単位の定額報酬
			三田市	31,297円	3,130円	6,260円	9,390円	
			猪名川町	30,478円	3,048円	6,096円	9,144円	
			西宮市	32,321円	3,233円	6,465円	9,697円	
	訪問型サービスⅢ	/月	宝塚市	51,272円	5,128円	10,255円	15,382円	週3回以上の利用の場合に算定 (要支援Ⅱのみ対象) *月単位の定額報酬
			三田市	49,648円	4,965円	9,930円	14,895円	
			猪名川町	48,348円	4,835円	9,670円	14,505円	
			西宮市	51,272円	5,128円	10,255円	15,382円	
	初回加算	/月	宝塚市	2,751円	276円	551円	826円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回等に指定訪問介護を行った場合等の加算。
			三田市	2,664円	267円	533円	800円	
			猪名川町	2,594円	260円	519円	779円	
			西宮市	2,751円	276円	551円	826円	
	訪問介護生活機能向上連携加算Ⅰ	/月	宝塚市	1,381円	139円	277円	415円	理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合の加算
			三田市	1,337円	134円	268円	402円	
猪名川町			1,302円	131円	261円	391円		
西宮市			1,381円	139円	277円	415円		
訪問介護生活機能向上連携加算Ⅱ	/月	宝塚市	2,751円	276円	551円	826円	上記の要件に加え、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーションの理学療法士等が利用者宅を訪問して行う場合	
		三田市	2,664円	267円	533円	800円		
		猪名川町	2,594円	260円	519円	779円		
		西宮市	2,751円	276円	551円	826円		
加算	処遇改善加算(Ⅰ)	/月	いずれか一つのみを算定	介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じた場合、他厚生労働大臣が定める基準に該当した場合の加算。所定単位数の245/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅱ)			所定単位数の224/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅲ)			所定単位数の182/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅳ)			所定単位数の145/1000 加算。				
	処遇改善加算(Ⅴ)			所定単位数の76/1000 ~221/1000加算。				

- ・ 上記料金は特定事業所加算(Ⅱ)・処遇改善加算(Ⅰ)が算定されています。
- ・ 端数処理の関係上、実際の金額とは若干異なる場合があります。
- ・ 高齢者虐待防止措置を講じていない場合は、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算します。
- ・ 業務継続計画を講じていない場合は、所定単位数の100分の1を所定単位数から減算します。
- ・ 加算は該当するサービス内容のみ算定いたします。
- ・ 自己負担金額に利用された各種加算金額を足したものが1回当たりのご契約者様の金額負担になります。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。
- ・ 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。平常の時間帯（午前9時から午後5時）
- ・ ご契約者様が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護認定の決定までサービス利用料金の請求を保留にさせていただきます。介護認定の決定後にサービス利用料金を御請求させていただきます。また認定が下りず自立と判定された場合は、全額自己負担でのご請求となります。
- ・ ご契約者様に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。
- ・ 介護保険からの給付額に変更のあった場合、変更された額に合わせて、ご契約者様の負担額を変更します。
- ・ ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については上表と異なることがあります。

2. 介護保険の給付対象とならないサービス

①介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えたサービスを利用される場合は、サービス利用料金表に定められた「介護報酬額」の全額（自己負担額ではありません。また加算分は含まれます。）が必要となります。

②複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。1枚につき20円

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者様の日常生活に要する費用でご契約者様に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

④その他のサービス

通院介助の場合、要した交通費の実費をいただきます。

⑤交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただきます。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。